

# 法令ごとに表示される「最終更新」とは？

行政代執行法  
(昭和二十三年法律第四十三号)

日本法令索引  
改正履歴を見たい方はこちら

施行日: **基準日時点**

最終更新: **基準日** ?

目次

第一条  
第二条  
第三条  
第四条

昭和二十三年法律第四十三号  
行政代執行法  
第一条 行政上の義務の履行確保に関し

① 法律・政令・府省令・規則共通

② 法律・政令・府省令・規則共通

法令の改正履歴を確認したい方は、「日本法令索引」をご覧くださいと便利です。

国立国会図書館ホームページの当該法令の法令沿革のページが別ウィンドウで開きます。

△△△法施行令  
(昭和〇年政令第〇号)

日本法令索引  
改正履歴を見たい方はこちら

施行日: **平成三十一年五月三十一日**

最終更新: **平成二十九年四月七日公布(平成二十九年政令第百三十一号)改正** ?

③ 法律・政令の場合

△△△法施行規則  
(平成〇年〇〇省令第〇号)

施行日: **平成二十九年五月一日**

最終更新: **平成二十九年五月一日公布(平成十六年農林水産省令第百七号)改正** ?

④ 府省令・規則の場合

## memo

・「e-Gov法令検索」では、平成29年4月1日を基準日として、各府省が確認した法令データを提供しています。

① **施行日** には、現在表示されている法令データの施行日が表示されます。

**施行日: 基準日時点** と表示されている法令は、平成29年4月1日時点の施行内容を示しています。

・法令が公布され、各府省が法令データを更新すると、「**最終更新**」として表示される日付が更新されます。

② 「**基準日**」 = 「平成29年4月1日」時点の法令データを示しております。

③ 「**平成29年4月7日公布(平成29年政令第131号)改正**」等の日付の表示

<法律・政令の場合> 平成29年4月7日に公布された平成29年政令第131号による一部改正が反映された「△△△法施行令」(平成31年5月31日施行)の法令データを示しています。

④ 「**平成29年7月13日公布(平成●年総務省令第●号)改正**」等の日付の表示 

<府省令・規則の場合> 基準日(平成29年4月1日)の翌日以降に公布された一部改正が反映されたデータである場合には、一律で次のとおり表示されます。

・最終更新が、4月2日～5月1日の間に公布された改正である場合：

「平成29年5月1日公布(被改正法令の法令番号)改正」、施行日5月1日と表示

・最終更新が、5月2日～6月1日の間に公布された改正である場合：

一律で「平成29年6月1日公布(被改正法令の法令番号)改正」、施行日6月1日と表示

・最終更新が、6月2日～7月1日の間に公布された改正である場合：

一律で「平成29年7月1日公布(被改正法令の法令番号)改正」、施行日7月1日と表示

※ 平成29年7月2日以降に公布された一部改正が反映された法令データは、法律・政令同様に表示されます。

・法令データの更新は、各府省が官報を確認しながら行いますので、官報公布からデータ更新までには、しばらく時間がかかります。データが更新されるまでの間は、官報にて改正内容をご覧ください。

・法令の改正履歴を確認したい場合(「e-Gov法令検索」の法令データに最新の改正が反映されているかどうか調べたい場合)には、「**日本法令索引**」の法令沿革(国立国会図書館ホームページ)をご利用いただくと便利です。